

お知らせ 5月は児童扶養手当の支払期

手当を受給されている方、または令和8年2月までに新たに認定を受けた方は、5月11日(月)に市から2か月分(令和8年3月分～4月分)が指定口座に振り込まれます。

児童扶養手当証書(オレンジ色)に記載の金融機関の口座にてご確認ください。

問子育て支援課児童家庭班 ☎(70)0331

お知らせ 赤十字活動資金へご協力ください

赤十字が行う災害時の救護活動をはじめとしたさまざまな人道的活動は、皆さんからお寄せいただく活動資金によって支えられていますので、ご協力をお願いします。

問社会福祉課社会福祉班 ☎(70)0330 日本赤十字社千葉県支部 ☎043(241)7531



お知らせ 緑の募金運動へご協力ください

緑化推進の普及啓発に大きな役割を果たす緑の募金へ、ご協力をお願いします。

▶納入期限=10月31日(出) ▶納入場所=農業振興課(出、日、祝を除く)、農村ふれあいセンターやまべの郷(休館日を除く)、農村環境改善センターいずみの里(休館日を除く) ※各区・自治会で取りまとめの上、納入をお願いします。

▶募金額=一世帯につき30円を目安 ▶その他=緑の羽根は、募金納入場所に用意しています 問農業振興課農政班 ☎(70)0345

お知らせ 労働力調査へのご回答をお願いします

労働力調査は、国の経済政策や雇用対策などの基礎資料を得ることを目的とした重要な調査です。

対象となった世帯に調査員がお伺いしますので、ご回答をお願いします。

▶調査対象=みどりが丘地区の一部 ▶調査期間=令和8年5月～9月 ※調査員は、千葉県知事発行の調査員証を携帯しています。 問県総合企画部統計課 ☎043(223)2220

お知らせ 5月12日～18日は「民生委員・児童委員の日」活動強化週間

民生委員・児童委員は、市民の身近な相談相手として、福祉サービスなどの紹介や助言を行い、行政や関係機関とのパイプ役となっています。

生活の心配事や困り事など、お気軽にご相談ください。

問社会福祉課社会福祉班 ☎(70)0330



▲令和7年度のPR活動

お知らせ 屋外の社会体育施設の使用時間を延長

▶期間=5月1日(金)～9月30日(休) ▶使用時間=18時まで(1時間延長) ▶対象施設=市営野球場、市営テニスコート、季美の森多目的広場、運動広場、弓道場、市営サッカー場 ※芝養生期間のため、5月12日(火)～6月11日(休)は使用不可。

問大網白里アリーナ ☎(72)5708



お知らせ リユース情報コーナーをご利用ください

家庭にある使い終わった不要な物を、必要としている方に譲ることでごみの減量化に繋がります。

市では、登録されたリユース情報を、市役所の1階玄関に3週間掲示していますので、ご利用ください。

▶注意事項 ・リユース品の売買などは当事者間で行ってください。 ・成立した場合は、地域づくり課へご連絡ください。 ・食品、化粧品、動植物、貴金属、危険物などは登録できません。 問・問地域づくり課環境対策班 ☎(70)0386

お知らせ 「大網白里市SDGs宣言」を募集

SDGsの達成に向けた取組を推進するため、市内企業などからSDGsに関する取り組みの宣言を募集しています。

市のHPなどで宣言を発信し、SDGs活動をPRします。

▶対象=市内で活動する法人・個人事業主・その他団体 問・問企画政策課政策推進班 ☎(70)0315



▲詳細



お知らせ 特設人権相談

毎年6月1日の「人権擁護委員の日」にちなみ、法務大臣から委嘱された人権擁護委員による特設人権相談を実施します。

▶日時=6月1日(月)13時～15時 ▶会場=中央公民館、白里公民館 ▶参加費=無料 問地域づくり課市民協働推進班 ☎(70)0342

お知らせ 第2回定例会 議会が傍聴できます

▶開会予定日=6月5日(金) ▶会場=保健文化センター3階ホール

◇傍聴手続き 受付にて傍聴券に住所・氏名をご記入ください。

〈本会議〉 受付場所=保健文化センター3階ホール前 受付時間=当日受付(予約無・先着順)

〈委員会〉 受付場所=中央公民館1階ロビー 受付時間=開会の30分前～10分前まで

◇市議会傍聴規則を見直しました わかりやすく開かれた議会を目指し、幅広い層の方に関心を持っていただくため、規則を改正しました。

▶主な改正点 ・感染症のまん延防止などのため傍聴人の定数変更が可能に。

・議場内へ杖の持ち込みが可能に。 ・児童や乳幼児の傍聴が可能に。 問議会事務局 ☎(70)0390

お知らせ 高齢者見守りサービス

高齢者が万が一徘徊してしまった場合に居場所を知らせるサービスで、ラベルシールを帽子や服、杖、シルバーカーなどに貼って利用します。

徘徊を発見した方がスマートフォンなどでラベルシールの二次元コードを読み取ると、事前に登録した家族などに発信通知メールが送信され、保護されたことが分かる仕組みです。

▶対象=次の要件をすべて満たす方 ①本市に住居登録がある65歳以上の方 ②認知症などの症状が見られる方 ③家族などがメールを受信できる方 ▶利用料=無料(1人1セット30枚) ※追加購入は有料。 ▶申込方法=窓口 問地域包括支援センター ☎(70)0439



▲見守りシール

地域包括支援センターだより ～成年後見制度～

成年後見制度とは、認知症などによって判断能力が不十分な方を保護・支援をする制度で、次の2種類があります。

◇任意後見制度

自らが元気なうちに、支援者や支援内容を自分自身で決め、公証人が作成する公正証書によって契約を結びます。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所へ任意後見監督人の選任申立てを行い、任意後見監督人の選任後に支援が開始されます。

◇法定後見制度

判断能力が不十分になった方へ、家庭裁判所が支援者を選定し、本人を支援する制度です。

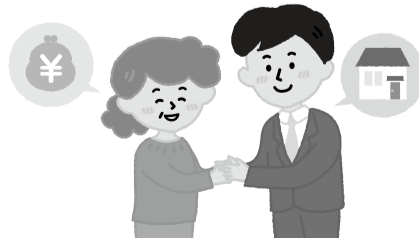
支援者は、本人の判断能力に応じて①補助、②保佐、③後見に分けられ、財産管理と生活や療養看護に関

する契約などを支援します。

制度の利用には、本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ、本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことが必要です。

預貯金や不動産など、自分自身の財産を管理することが難しい、介護や福祉のサービスが必要な状態でも自分で適切な契約ができないなど、日ごろの生活や将来の暮らしに不安があるときは、成年後見制度の利用を考えてみましょう。

問地域包括支援センター ☎(70)0439



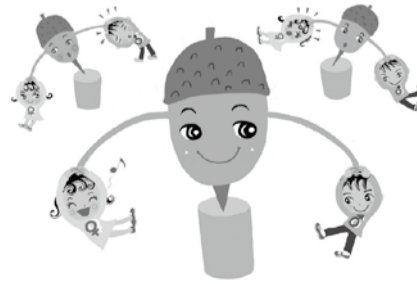
男女共同参画だより

令和3年3月に策定した「第2次大網白里市男女共同参画計画」に基づき、男女共同参画に関する各種施策を推進しており、毎年度末に開かれる学識経験者や市民の代表から構成される男女共同参画審議会にて、進捗状況を報告しています。

令和7年度は、計画期間最終年度で、目標値を盛り込んだ41項目のうち達成できた項目は32項目となり、全体として78.0%の達成状況となりました。

令和8年度からは、新たに策定した「第3次大網白里市男女共同参画計画」に基づき、引き続き男女共同参画の推進に向け、各施策に取り組んでいきます。

第2次計画の詳細な実施結果は、市HPをご確認ください。 問地域づくり課市民協働推進班 ☎(70)0342



▲男女共同参画